

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
1	法改正に伴う戸籍の振り仮名一括記載対応システム整備	地域協働局住民課 神戸市中央区加納町6-5-1/TEL:078-322-5701	2025年10月1日	日本電気(株)神戸支店 神戸市中央区東町126番地	6,902,500	本業務は、現在利用しているパッケージソフトウェアに対して、振り仮名対応に必要な機能を備えた更新プログラムを追加する役務である。委託予定先は、現在利用しているシステムの構築事業者で、パッケージソフトウェア製作元である。開発を通じて蓄積したプログラム仕様にかかる知識を活用できる委託予定先でなければ、安定したシステムの稼働ができず、構築したシステムの便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあることから、その性質又は目的が競争入札に適しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
2	戸籍証明書コンビニ交付連携標準化対応	地域協働局住民課 神戸市中央区加納町6-5-1/TEL:078-322-5701	2025年10月10日	日本電気(株)神戸支店 神戸市中央区東町126番地	35,557,500	本業務は、現在利用しているパッケージソフトウェアのうち、コンビニ交付連携機能について、標準化に対応した所要の改修を実施する役務である。委託予定先は、現在利用しているシステムの構築事業者で、パッケージソフトウェア製作元であり、開発を通じて蓄積したプログラム仕様にかかる知識を活用できる委託予定先でなければ、安定したシステムの稼働ができず、構築したシステムの便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあることから、その性質又は目的が競争入札に適しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
3	住民記録システム六甲アイランド出張所開設対応	地域協働局住民課 神戸市中央区加納町6-5-1/TEL:078-322-5701	2025年11月7日	日本電気(株)神戸支店 神戸市中央区東町126番地	5,580,300	本業務は、既存のシステム運用と接続した業務であり、当該運用業務(住民記録システム保守運用業務)を受託している委託予定先でなければ、既契約のシステム運用業務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあることから、その性質又は目的が競争入札に適しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
6	神戸市証明書コンビニ交付システムサービス利用に係る委託契約	地域協働局住民課 神戸市中央区加納町6-5-1/TEL:078-322-5072	2025年12月24日	株式会社 TKC 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	73,260,000	本システムと連携しているのが、住民記録システム・戸籍総合システム・課税システムと多岐にわたる。現行事業者以外に委託すると再度システム構築を行うことになり、他システムとの連携に著しい支障が生じる恐れや、移行期間のサービス停止などの影響が発生することから、その性質又は目的が競争入札に適しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
5	戸籍総合システムと住民記録システムの端末共用化検証業務	地域協働局住民課 神戸市中央区加納町6-5-1/TEL:078-322-5701	2026年2月26日	日本電気(株)神戸支店 神戸市中央区東町126番地	6,245,000	本業務は、既存のシステム運用と接続した業務であり、当該運用業務(住民記録システム保守運用業務)を受託している委託予定先でなければ、既契約のシステム運用業務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあることから、その性質又は目的が競争入札に適しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
4	戸籍振り仮名法改正 4号施行日対応業務	地域協働局住民課 神戸市中央区加納町6-5-1/TEL:078-322-5701	2026年3月24日	日本電気(株)神戸支店 神戸市中央区東町126番地	29,620,250	本業務は、現在利用しているパッケージソフトウェアに対して、振り仮名対応に必要な機能を備えた更新プログラムを追加する役務である。委託予定先は、現在利用しているシステムの構築事業者で、パッケージソフトウェア製作元である。開発を通じて蓄積したプログラム仕様にかかる知識を活用できる委託予定先でなければ、安定したシステムの稼働ができず、構築したシステムの便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあることから、その性質又は目的が競争入札に適しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
7	雲中地域交流センター・旗塚児童館防犯カメラ設置	地域協働局地域活性課 神戸市中央区加納町6-5-1/TEL:078-322-6486	2026年3月24日	近畿総合設備株式会社 神戸市北区八多町吉尾318-1	13,563,000	本業務は、2026年2月末に完了した「(仮)雲中地域活動拠点・旗塚児童館新築電気設備工事」(以下、本体工事)で既に設置済の監視カメラ設備にカメラを追加設置し、録画装置等と接続するものであり、既設設備との互換性確保および一体的なシステム調整が必要である。本体工事は担保期間中であり、追加工事の施工にあたっては、瑕疵担保責任の範囲を明確にするためにも、一貫した施工体制が技術的に必要となる。以上の理由から、本業務については本体工事の請負人である近畿総合設備(株)に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)